

熊本市指定管理者候補者選定委員会運営要綱

制定	平成16年	8月10日	市長決裁
改正	平成17年	7月14日	市長決裁
	平成18年	7月26日	市長決裁
	平成22年	5月31日	行政経営課長決裁
	平成22年10月	21日	行政経営課長決裁
	平成24年	3月29日	市長決裁
	平成24年	8月16日	行政経営課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、公の施設について、指定管理者制度を適用させようとする場合、候補者を選定するため必要な事項を審査するものとする。

2 選定委員会は、指定管理者制度に係る協定の履行上の疑義及び履行不能等の処理について審査を行い、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止命令に関する意見を付すものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、指定管理者制度を適用させようとする公の施設を所管する局（熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）第1条に規定する局をいう。）ごとに設置し、当該局の局長、市長が指名する職員及び市長が指名する外部の学識経験者等2名以上の計5名程度をもって組織する。

2 会長は、局長の職にある者をもって充てる。

3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会は、必要の都度会長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員、外部の学識経験者等を会議に出席させその説明又は意見を聴くことができる。

5 選定委員会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容をほかに漏らしてはならない。

(選定基準)

第5条 選定委員会は、候補者を選定する場合には、次の各号に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

(1) 施設設置の目的が達成できること。

(2) 利用者の平等な利用が確保されること。

(3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮しサービスの向上が図られるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること。

(4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

(5) 市民の声が反映される管理が行われること。

(6) 安全管理の状況

(7) 労働福祉の状況

(8) 環境保護、障がい者の雇用及び子育て支援等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

(事務局)

第6条 選定委員会の庶務は、当該施設を所管する局の主管課において行う。

(雑則)

第7条 この規定に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月16日から施行する。